

令和7年5月23日

保護者各位

(お願い) 夏休み等の長期休暇期間中に8時台受け入れを希望する方へ

生きる力の教室 施設長

川端晴奈

記

日頃より当事業所の運営にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、当事業所では夏休みなどの長期休暇期間中に、保護者様の就労開始時間を考慮し、通常10時受け入れ開始のところ、8時または8時半から前倒しで受け入れてまいりました。これは、私たちの**自社努力**によるものであり、これまで追加のご負担なく実施しておりました。

しかしながら、昨今の物価や人件費の高騰により、こうした自社努力のみでの継続が困難となっております。つきましては、今年度より、以下のように「日中一時支援」や「延長支援加算」といった制度を活用し、無理のない形で8時台の受け入れを継続したいと考えております。**8時台の受け入れを希望される場合は、お住まいの市町村にて「日中一時支援」の申請をお願い致します。**なお、今回の変更による追加の自己負担は発生致しませんので、ご安心ください。

◆受け入れ体制の財源の変更

時間帯	昨年度まで	時間帯	今年度から
8:00～10:00	自社努力	8:00～10:00	日中一時支援
10:00～15:00	児発・放デイ（基本報酬）	10:00～12:00	延長支援加算
15:00～17:00	自社努力	12:00～17:00	児発・放デイ（基本報酬）

(補足事項)

- ・日中一時支援とは、「障がい児を日常的に世話している保護者や介助者がいない時間帯に、見守りや日中の活動支援、療育などを提供する福祉サービス」です。
- ・8：00からご利用ご希望の場合は、2時間×1ヶ月の利用日数の時数で日中一時支援を申請してください。8：30の場合は1.5時間×利用日数で申請してください。
- ・9：00からご利用の方については、申請不要です。**(自社努力で受け入れます)**
- ・日中一時支援をご利用いただく場合でも、放デイの自己負担金額の範囲内でご利用いただけます。例えば、放デイの自己負担が4,600円のご家庭は、そのまま4,600円のご負担で変わりません。
- ・お住まいの市町村へ、日中一時支援の申請を行う場合、認められるまでおよそ1ヶ月を要します。お早めに申請をお願い致します。詳細は計画相談員へご相談ください。